

富士宮市業務委託に係る入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、調査、設計、測量、施設管理等の業務委託契約について、富士宮市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金に代わる担保)

第3条 前条の規定による入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債
- (2) 地方債
- (3) 政府の保証のある債券
- (4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第1号及び第2号に掲げるものにあつては額面金額、同項第3号及び第4号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

(入札保証保険証券の提出)

第4条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第5条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において設計図書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札の辞退）

第6条 指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名の通知を受けた者が、入札を辞退するときは、次に掲げる方法により申し出るものとする。

(1) 電子入札による場合にあつては、入札書受付期間中に、電子入札システムにより入札辞退届を届け出るものとする。なお、やむを得ないと認められる場合には、市の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(2) 紙入札による場合にあつては、入札辞退届を直接持参または郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出するものとする。ただし、入札執行中においては、入札辞退届を入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第8条 入札書は、公告又は指名通知に示した日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による場合は、入札書（第1号様式）を作成し、封緘のうえ、表面に「入札番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（第2号

様式)を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

(入札金額等)

第8条の2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(以下この条において「入札金額」という。)を入札書に記載するものとし、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第10条 入札辞退等により指名競争入札(公募型を除く。)に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめるものとする。

4 指名競争入札にあっては、入札したものが1人の場合、開札しない。ただし、紙入札の場合は、入札箱に入札書を投入したものが1人のときは、当該入札は行わなかったものとし、その入札書は開封しないで返却する。

(開札)

第 1 1 条 開札は、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。ただし、紙入札がある場合は、当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第 1 2 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供をしない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (5) 記名並びに担当者氏名及び連絡先の記入を欠く入札。ただし、電子入札による場合は、有効な電子証明書を取得していない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (9) 同一事項の入札について、2 以上を入札した者の入札
- (10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (11) 同一事項の入札について、2 人以上の代理人をした者の入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第 1 3 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第 1 4 条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、電子入札による場合は速やかに再度入札を行なう。

2 前項の規定に基づき行なう再度入札は 1 回とする。

3 第12条第1号から第4号まで及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

4 前2項の規定にかかわらず、予定価格を入札の執行前に公表した場合は、再度入札は行わない。

(再度入札の入札保証金)

第15条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによりくじ引きを行う。ただし、紙入札による場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札による場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

(落札の取消し等)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が次条に定める期間内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札をしたと認めたとき。
- (3) 落札者が入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。
- (4) 落札者が自己の責めに帰すべき理由によって既に締結した他の契

約を解除されたとき。

2 前項に定める場合のほか、落札決定後特別の理由によって契約の締結ができないときは、落札を取り消すことができる。

3 第1項の規定により落札を取り消された者で入札保証金を免除されたものは、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約の締結)

第19条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に業務委託契約書(第3号様式)又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)(以下これらを「契約書等」という。)を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(契約書等作成の省略)

第20条 契約書等の作成を省略する場合は、業務委託請書(第4号様式)又は請負内容を記録した電磁的記録を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第21条 契約書等を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したとき又は総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2項第1号に規定する電子署名をしたときに確定する。

(入札保証金の返還)

第22条 入札保証金(これに代わる担保を含む。)は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第23条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契

約締結の際納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(契約保証金に代わる担保)

第 2 4 条 前条の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府の保証のある債券

(4) 市長が確実と認める社債

2 前項各号に掲げる担保の価値は、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものにあつては額面金額、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるものにあつては額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する額とする。

(契約保証保険証券の提出)

第 2 5 条 落札者は、市を被保険者とする契約保証保険契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第 2 6 条 入札した者は、入札後、この心得書、設計図書、契約書式、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第 2 7 条 この要綱は、随意契約について準用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

入札（見積）書

1 入札（見積）番号 第 号

2 業務名

3 業務場所 富士宮市

上記の業務を富士宮市業務委託に係る入札心得書承諾の上、下記の金額で請け負いたく申し込みます。

入札（見積）金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

発注者 富士宮市長

住所

入札（見積）者 商号又は名称
氏名

担当者氏名

連絡先

1 業務名

2 業務場所 富士宮市

3 委託期間

4 委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)

5 その他

富士宮市契約規則及び業務委託に係る入札心得書を承諾の上、上記の金額及び受注条件をもって貴職の指示どおり履行することをお請けいたします。なお、履行遅滞があった場合は、市の定めに従い違約金を支払います。

年 月 日

富士宮市長

住 所

商号又は名称

氏 名

(参 考)

入札（見積）辞退届

年 月 日

1 入札（見積）番号 第 号

2 業務名

上記の入札（見積）を都合により辞退します。

富士宮市長

住所

商号又は名称

氏名

担当者氏名：	連絡先（	）
--------	------	---

(記入例：委任状がない場合)

第1号様式

入札（見積）書

- 1 入札番号 第 ○ ○ 号
- 2 業務名 □□□□□□□□
- 3 業務場所 富士宮市 ○ ○ ○



※業務委託入札指名通知書により記入すること。

上記の業務を富士宮市業務委託に係る入札心得を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

(* ¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

年 月 日

(* 入札日を記入すること)

発注者 富士宮市長 ○ ○ ○

住所

入札（見積）者 商号又は名称

氏名

担当者氏名：富士宮（株）□□支社 営業部 △△△△
連絡先（○○－○○○○）

(記入例：委任状がある場合)

第1号様式

入札（見積）書

- 1 入札番号 第 ○ ○ 号
- 2 業務名 □□□□□□□
- 3 業務場所 富士宮市 ○ ○ ○



※業務委託入札指名通知書により記入すること。

上記の業務を富士宮市業務委託に係る入札心得を承諾の上、下記の金額で申し込みます。

	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

(* ¥マークを必ず記入すること。なお、金額の訂正は無効です。)

年 月 日

(* 入札日を記入すること)

発注者 富士宮市長 ○ ○ ○

住所

入札（見積）者 商号又は名称
氏名

上記代理人

印

* 代理人の記名押印をすること。代表者印は不要。

担当者氏名：富士宮(株) □□支社 営業部 △△△△
連絡先 (○○-○○○○)

注意確認事項

- 1 入札番号、業務名及び業務場所は、業務委託入札指名通知書のとおり記入したか。
- 2 入札金額について、けた違い等間違いはないか。金額の頭には¥マークを記入したか。
- 3 入札年月日の日付は間違いないか。
- 4 発注者名は間違いないか。
- 5 入札者の住所、名称及び氏名は記入したか。入札書の余白に「担当者」の氏名・連絡先を記載したか。
- 6 代理人が入札する場合、委任状は用意したか。その委任状は正しいか。(氏名押印等)
入札書には、代理人名を記入し、代理人の印を押印したか。
- 7 初度の入札で落札者がいない場合、再度入札を行うので、予備の入札書を用意した方がよい。
- 8 記名を欠く入札、金額を訂正した入札及び誤字・脱字により意思が不明瞭な入札等は、無効となるので、入札書の予備、代理人の印を持参すること。